

下郷町教育振興事業補助金交付要綱

(昭和48年8月1日下郷町教育委員会告示第1号)

(目的)

第1条 町は、教育の振興を図るため、当該町内の教育団体、その他教育委員会が適当と認めたものの行う事業に要する経費について補助する場合の当該補助に要する経費につき、当該団体に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象とする事業は、別表に掲げる事業とし、補助額は同表に掲げる額とする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、補助額（率）については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする個人及び団体は、町教育振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、事業を開始する日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要とされる書類

(補助金の交付決定)

第4条 教育委員会は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により補助金の交付を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を速やかに当該団体に通知（様式第2号）する。

(事業計画の変更)

第5条 補助金の交付の決定を受けた団体は、次の各号の一に該当する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業計画変更申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更するとき。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止するとき。
- 2 教育長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について変更を指示することがある。
- 3 第1項各号に該当する場合を除き、事業計画の変更についてはあらかじめ教育長に届け出なければならない。

(実績報告書等の提出)

第6条 補助金の交付の決定の通知を受けた団体は、事業が完了したときは補助事業の成果を記載した実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要とされる書類

2 補助対象となった事業経費の領収書については、必ず添付するものとする。提出が無い場合は、補助金を返還しなければならない。

(補助金の請求及び支出)

第7条 補助金の支出は、補助事業の完了した後に補助金の交付の決定の通知を受けた団体の請求により行うものとする。

2 教育長は、事業の推進上特に必要と認めた場合においては、前項の規定にかかわらず当該補助金を前金払又は概算払とすることができる。

3 補助金の交付の決定の通知を受けた団体が補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付取り消し及び返還)

第8条 教育委員会は、補助金の交付の決定の通知又は補助金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付取り消し、変更、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請書、その他の書類等の内容に虚偽の記載があったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく教育委員会の処分に違反したとき。

(書類の提出)

第9条 教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、当該団体に対し、この要綱に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることがある。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日下郷町教育委員会告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年4月25日下郷町教育委員会告示第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月6日下郷町教育委員会告示第3号)

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月27日下郷町教育委員会告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年5月14日下郷町教育委員会告示第2号)

この要綱は、昭和56年5月14日から施行する。

附 則(昭和56年9月10日下郷町教育委員会告示第3号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５７年６月９日下郷町教育委員会告示第６号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５８年４月３０日下郷町教育委員会告示第３号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６０年３月３０日下郷町教育委員会告示第１号）

この要綱は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則（昭和６１年３月２８日下郷町教育委員会告示第１号）

この要綱は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則（昭和６２年３月２７日下郷町教育委員会告示第１号）

この要綱は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則（平成元年３月２９日下郷町教育委員会告示第１号）

この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成２年４月１日下郷町教育委員会告示第２号）

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附 則（平成２年８月１日下郷町教育委員会告示第３号）

この要綱は、平成２年８月２４日から施行する。

附 則（平成２年８月２４日下郷町教育委員会告示第３号）

この要綱は、平成３年７月２０日から施行する。

附 則（平成３年７月１６日下郷町教育委員会告示第１号）

この要綱は、平成５年９月１０日から施行する。

附 則（平成５年８月２７日下郷町教育委員会告示第７号）

この要綱は、平成９年１０月１日から施行する。

附 則（平成９年１０月２４日下郷町教育委員会告示第２号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附 則（平成１２年１０月１７日下郷町教育委員会告示第１号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成１５年１０月１日下郷町教育委員会告示第４号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。

附 則（平成１６年７月３０日下郷町教育委員会告示第４号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和２年４月１日下郷町教育委員会告示第２号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附 則（令和７年４月１日下郷町教育委員会告示第 号）

別表（第2条関係）

補助対象（団体）事業	補助対象項目	補 助 額（率）
1 中体連及び中学校新人大会競技 出場事業 （中体連に出場する競技）	選手及び引率教員等が大会に必要な 経費のうち ア 交通費（汽車・バス等） イ 宿泊費 ウ 出場負担金等 エ 競技用具輸送費	ア 交通費（実費） イ 宿泊費（実費） ウ 出場負担金等（実費） エ 競技用具輸送費（実費）
2 教科コンクール出場事業	児童・生徒及び引率教員等がコンク ールに必要な経費 ア 交通費（汽車・バス等） イ 宿泊費 ウ 出場負担金 エ 用具輸送費	ア 交通費（実費） イ 宿泊費（実費） ウ 出場負担金等（実費） エ 用具輸送費（実費）
3 福島県市町村対抗大会出場補助 金	福島県市町村対抗大会に出場する登 録選手及び監督等が出場に要する経費 ア 交通費（ただし、公用車使用の場 合は対象外とする） イ 宿泊費 ウ 大会参加料	ア 交通費（備考） イ 宿泊費（福島県スポーツ 団体等標準宿泊料金を適 用。ただし上限C） ウ 大会参加料（実費）
4 町小学校体育連絡会運営補助事 業	小学校陸上大会に対する運営補助	予 算 補 助
5 小・中学校 P T A 連絡協議会運 営費補助事業	P T A 活動振興に対する運営補助	予 算 補 助
6 スポーツ協会運営費補助事業	町スポーツ協会に対する運営補助	予 算 補 助
7 スポーツ少年団育成事業	町スポーツ少年団に対する運営補助	予 算 補 助
8 青少年育成町民会議運営費補助 事業	青少年育成町民会議に対する運営補 助	予 算 補 助
9 文化振興促進補助事業	文化振興を促進するため、町文化協会 に対する運営補助及び、文化祭等の開催 に対する運営補助	予 算 補 助
10 ふくしま駅伝町実行委員会運営 費補助事業	ふくしま駅伝町実行委員会に対する 運営補助	予 算 補 助
11 ジュニアマラソン大会実行委員 会運営補助	ジュニアマラソン大会実行委員会に 対する運営補助	予 算 補 助
12 その他の教育に関する補助事業	1 号から 11 号以外に関係する事業に 対する補助	予 算 補 助

備考

- （1）交通費における鉄道賃の算出基礎は、下郷町職員等の旅費に関する条例第 14 条を準用する。
- （2）交通費における私有自動車の算出基礎は、下郷町職員等の旅費に関する条例第 17 条を準用する。
- （3）交通費における借上車両賃の算出基礎は、次のとおりとする。ただし、乗車人数及び名簿、車両の定員人数の書類を添付すること。
- （4）貸切バス、レンタカー借り上げ及び運搬車両の場合は、その借り上げ額を対象とする。ただしガソリン代は対象としない。
- （5）補助対象となる町内の複数団体が、同一会場や近隣の会場に出場する場合は、原則として貸し切りバス等を使用するものとする。
- （6）交通費における公用車を利用した場合は、対象外とする。（町バス及び社会福祉協議会バスを含む）